公益社団法人北海道倶楽部就業規則

第1条(総則)

公益社団法人北海道倶楽部(以下「倶楽部」という。)の職員の就業に関しては、労働基準法・その他の法令に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

2. 必要に応じ雇用契約上この規則と異なる勤務条件を定めたときは、その範囲 に於いて当該雇用契約条件に従う。

第2条(職員の定義)

- この規則が定める職員とは、理事長が倶楽部の職員として採用し、現に在籍して いる者(以下「職員」という。)をいう。
- 2. 職員は一般職員と嘱託職員とし、嘱託職員についてはこの規則の外、個別に 定めるところによる。
- 3. なお、臨時に雇用した者及び特定業務を委嘱して雇用した者に対しては、この規則に拠らず個別に定めるところによる。

第3条(服務心得)

職員は、上司の指示に従い、誠実勤勉に業務を執行し、互いに協力してその職責を遂行しなければならない。

- 2. 職員は、倶楽部の諸規則を遵守し、非違行為をしてはならない。
- 3. 職員は、業務上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。
- 4. 職員は、倶楽部の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

第4条(採用)

職員は、選考のうえ理事長の決済により採用する。

第5条(試用期間)

新規採用後の3ケ月は、試用期間とする。

2. 職員は、前項の試用期間において、職員としてふさわしくないと認められるときは、第13条の解職事由に拘らず、採用を取消されることがある。

第6条(勤務時間など)

- 職員の勤務日は、第8条の休日を除く月曜日から金曜日までとし、勤務の始業時刻は午前9時、終業時刻は午後5時とする。
- 2. 職員の休憩時間は、昼食時間を含み60分とする。
- 3. 業務上必要があるときは職員に対し、休日又は時間外勤務を命ずることがある。
- 4. 職員が休日又は時間外勤務を行った場合には、原則前後7日以内に代替休日を与える。
- 5. 職員は事務局長の了解のもと事務局に出勤せず在宅で勤務をする事が出来る。 この場合、給与の計算に用いられる勤務時間は原則として一日の所定労働時間とする。ただし、職員は事務局長の了解のもと実勤務時間を給与計算に用いることが出来る。

第7条(欠勤、遅刻などの申出)

- 職員が欠勤、遅刻、早退し、又は勤務時間中に職場を離れる場合には、事前にその理由を申出て、上司の承認を得なければならない。
- 但し、事前に申出ることが出来ない場合には、事後にすみやかに申出て承認を得なければならない。
- 2. 前項につき、負傷・疾病による欠勤が、第8条の休日を含め引続き14日以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第8条(休日)

休日は、次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第78号)」に定める日
- (3) 年末年始の期間(12月28日から翌年1月3日)
- (4) 理事会が特に指定する日
- (5) その他政令に定める日

第9条(年次有給休暇)

- 職員には1月1日から12月31日までの1年を単位として、以下の年次有給休 暇を与える。
 - (1) 週所定労働時間が30時間以上で、全労働日の8割以上を出勤した場合

(年、日)

勤続年	0.5	1. 5	2. 5	3. 5	4. 5	5. 5	6.5 以上
日 数	1 0	1 1	1 2	1 4	1 6	1 8	2 0

(2) 週所定労働時間が30時間未満で、所定労働日数が4日又は年間の所定労働日数が169~216日の場合

勤続年	0.5	1. 5	2. 5	3. 5	4. 5	5. 5	6.5 以上
日数	7	8	9	1 0	1 2	1 3	1 5

(3) 週所定労働時間が30時間未満で、所定労働日数が3日又は年間の所定労働日数が121~168日の場合

勤続年	0. 5	1. 5	2. 5	3. 5	4. 5	5. 5	6.5 以上
日数	5	6	6	8	9	1 0	1 1

- 2. 前項の年次有給休暇に残日数があるときは、その翌年度に限りこれを繰越して請求することができる。
- 3. 第8条の休日は本条の年次有給休暇に算入しない。

第10条(特別有給休暇)

職員が次の各号に該当するときは、次の特別有給休暇を与える。

(1) 本人が結婚するとき

5 日

5 日

1 日

葬祭実行者 その他

(2) 配偶者、子又は父母が死亡したとき

10日

1 日

(3) 祖父母、兄弟姉妹又は配偶者の父母が死亡したとき

(5) 前2号、3号、4号の法要を営むとき

- 7 日 3 日
- (4) 前2号、3号以外の同居の親族が死亡したとき
- 3 日 2 日

必要と認める期間

(6) 交通が途絶したとき(7) 災害にあったとき

世帯主 その他

10日 5日

(8) 公民権の行使、公務執行のとき

必要と認める期間

- (9) 業務上の負傷又は疾病のとき 医師の証明に基づく必要と認める期間
- (10) 業務外の負傷又は疾病のとき

医師の証明に基づく年間90日以内の必要と認める期間

(11) 前各号の外、法令の定め又は倶楽部理事会において 特に必要と認めたとき

必要と認める期間

2. 第8条の休日及び第9条の年次有給休暇日数は、前項10号の業務外の負傷又

は疾病による場合を除き、本条の休暇日数に算入しない。

第 11 条 (給与)

職員の給与は、本俸及び諸手当とし、職員の職務内容、勤務条件などに基づき理事長が決定する。

- 2. 給与は、当月1日から月末までを計算期間とする月額とする。
- 3. 給与は、当月の分を毎月25日に支給する。

但し、当日が休日のときは、その前日に支給する。

- 4. 前項に拘らず、次のいずれかに該当するときは、既往の勤務に対する給与を 直ちに支給する。
 - ア. 職員が死亡、退職又は解雇となったとき
 - イ. 職員が負傷、疾病、災害を受けて、支払いを必要とするとき。
- 5. 給与の支給に際しては、所得税、社会保険料など、法令に定める金額を控除する。
- 6. 職員が第12条の休職中にあるときは、その期間の支給を減額又は停止することがある。
- 7. 職員が自己の都合により、第9条1項又は年次有給休暇を超えて欠勤したときは、欠勤日数に応じて支給を減額することがある。
- 8. 職員が第19条2項2号の懲戒減給処分を受けたときは、処分に基づき支給を減額する。
- 9. 職員が第19条2項3号の懲戒出勤停止処分を受けたときは、その間の支給を行わない。
- 10.事務局長の業務の一部を有償、無償で他に行わせた場合、事務局長の起案・承認と理事長の確認のもと当該業務に相当する事務局長の月次の本俸を減額して支給する。なお、当該業務には、事務局長自らが無償で行うとした業務を含む。

第12条(休職)

職員が次のいずれかに該当するときは、理事長の決済により休職を命ずることが 出来る。

- (1) 法定伝染病に罹病し、就業が不適当と認められるとき
- (2) その他の負傷又は疾病により、引続き90日を超えて欠勤するとき
- (3) 刑事事件に関して起訴されたとき

(4) 上記各号の外、特別な事由があると認められるとき

第 13 条 (解雇)

職員が次のいずれかに該当するときは、理事長の決済により解雇することが出来る。

- (1) 第19条2項4号の懲戒解雇処分がなされたとき
- (2) 第12条の休職期間満了後も、復職を命ずることが適当でないと認められるとき
- (3) 精神若しくは身体の故障、虚弱、老衰又は疾病などにより、就業に耐えられないと認められるとき
- (4) 倶楽部の業務上の都合により、解雇を必要と認めるとき
- (5) 上記各号の外、特別の事由があると認めるとき 2. 前項2号、3号、4号及び5号により解職する場合には、職員に対し、 原則1ケ月前に予告するか、若しくは1ケ月分の本俸給与を支給する。

第14条 (定年と再雇用)

定年は満75歳とし、この日をもって退職する。

2. 前項の退職日後も、理事長が業務上必要と認めたときは、期限を定めて嘱託職員として再雇用することが出来る。

第 15 条 (その他の事由による退職)

職員が次のいずれかに該当するときは、退職するものとする。

- (1)退職を願い出て受理されたとき
- (2) 死亡したとき
- (1) 期限を定めた雇用契約期日が到来したとき
- 2. 職員が自己都合により退職しようとするときは、退職しようとする日の 2週間前までに退職願を提出しなければならない。

第 16 条 (退職金)

- 職員が退職したときは、理事長の決裁により、採用された日から退職日までの勤続期間につき、勤続1年につき本俸月額給与の30%の割合による基本退職金を支給する。
- 2. 前項に拘らず、次のいずれかに該当する場合には退職金を支給しない。

- (1) 勤続1年未満の職員
- (2) 嘱託職員
- (3) 第19条2項4号の懲戒解雇処分を受けた職員
- 3. 前1項に拘らず、第19条2項1号、2号、3号の懲戒処分を受けた職員に対しては、支給を減額又は停止することがある。
- 4. 第12条の休職期間は、業務上の事由による場合を除き、勤続期間に算入しない。
- 5. 第19条2項3号の懲戒出勤停止処分期間は、勤続期間に算入しない。
- 6. 勤続期間に1年未満の端数があるときは月割りとし、1ケ月未満の端数は1 ケ月とする。
- 7. 前1項の基本退職金の外に、職員に特段の功績があったと認められる場合には、理事会の決議に基づき、退職功労金を支給することがある。
- 8. 退職金は、原則として退職後1ケ月以内に本人に支払う。

第17条(出張)

倶楽部の業務目的で出張する職員に対しては、旅費を支給する。

- 2. 旅費は、交通費、宿泊費及び日当とする。
- 3. 交通費及び宿泊費は、合理的範囲内の実費を支給する。
- 4. 日当は、宿泊を伴う場合は1日当たり2,000円、日帰りの場合は1,0 00円とする。

第 18 条 (慶弔金)

慶事又は弔事があった職員に対しては、次の慶弔金を贈る。

(1)職員が結婚したとき

5,000円

(2) 職員の配偶者又は1親等の親族が死亡したとき

5,000円

第19条 (懲戒)

職員が次のいずれかに該当するときは、総務部会の審議に基づき、理事長が懲戒 処分を行う。

- (1) 故意又は重大な過失によって倶楽部に著しい損害を与えたとき
- (2) 上司の承認を得ずにみだりに欠勤し、或いは職務を怠ったとき
- (3) 職員としてふさわしくない非違行為があったとき
- (4) その他第3条の服務心得に著しく違反するとき

- 2. 懲戒の種類は次の通りとする。
 - (1)訓戒 (2)減給 (3)出勤停止 (4)解雇

第20条(損害賠償)

職員が故意又は重大な過失によって倶楽部に著しい損害を及ぼした場合には、損害の全部又は一部につき損害賠償を請求することがある。

第21条(附則)

- 1. この規則に定めるものの外、職員の就業に関する必要事項は、理事会の決議により定める。
- 2. この規則は、平成17年4月13日定例理事会に於いて決議され、同日より施行する。
- 3. 平成17年10月19日、第9条(年次有給休暇)を変更決議した。
- 4. 平成26年12月18日の理事会において、公益社団法人移行に伴い「社団法人」表記を「公益社団法人」表記に変更決議した。
- 5. 平成27年2月19日の理事会において、第14条表題と同条第1項を変更 決議した。
- 6. 令和2年4月30日の理事会において、第6条に第5項を追加し、令和2 年2月1日から遡って適用すると決議した。
- 7. 令和 5 年 6 月 1 5 日の理事会において、第 1 9 条本文にある「総務部会」 を「評議員会」に変更すると決議した。
- 8.令和5年6月15日の理事会において、第11条に第10項を追加し、令和 5年1月1日から遡って適用すると決議した。